

受刑者に対する処遇について

懲役受刑者・禁錮受刑者の処遇について

- 懲役刑と禁錮刑の刑法上の差異は、「所定の作業」の有無による。
- 刑事収容施設法上、懲役受刑者と禁錮受刑者は互いに分離することとされているが、適当と認める場合は、集団処遇することができ、同じ工場で作業をすることもある。
- 大部分の禁錮受刑者は申出により作業に従事している。

懲役受刑者・禁錮受刑者の収容状況

新受刑者数・年末収容人員（平成28年）

	新受刑者数	年末収容人員
懲役	20,406	48,908
禁錮	56	119

新禁錮受刑者の罪名（平成28年）

重過失致死傷	1
自動車運転過失致死傷（注）	55

（注）自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律による過失運転致死傷を含む。

大部分が交通関係事犯者

新懲役受刑者の主たる罪名は窃盗（33%）、覚せい剤（27%）となっている。

新受刑者のうち禁錮は0.3%未満

年末禁錮受刑者の刑期別人員（平成28年）

3月以下	0
6月以下	1
1年以下	14
2年以下	43
3年以下	38
5年以下	18
5年を超える	5
無期	0

1年を超え3年以下の者が全禁錮受刑者の68%

同じ刑期では、懲役受刑者の割合は47%

新禁錮受刑者の年齢別人員（平成28年）

20歳未満	3
20～29	17
30～39	7
40～49	9
50～59	6
60～64	9
65歳以上	5

新懲役受刑者と比較して、30歳未満の割合が36%と多く、65歳以上の割合が少ない（9%）

新懲役受刑者の30歳未満の割合は14%、65歳以上の割合は12%

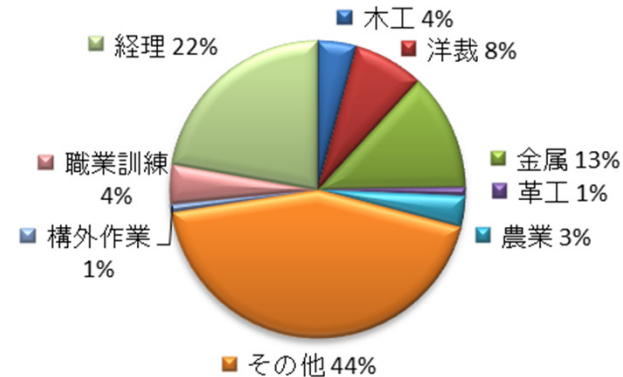
矯正処遇の実施状況

就業状況（平成29年7月末）

	収容人員	就業人員	就業率
懲役	47,918	44,390	92.6%
禁錮	134	117	87.3%

大部分の禁錮受刑者が就業

禁錮受刑者の業種別就業状況（平成29年7月末）



懲役受刑者と大きな違いはない

作業報奨金等

作業に従事した禁錮受刑者には、作業報奨金が支給されるほか、作業上、死亡・負傷するなどした場合には、所定の手当金が支給される（支給の基準等は懲役受刑者と同じ。）。

その他の処遇の実施状況

物品の給貸与及び自弁、医療、外部交通についても、懲役受刑者と同一である。

特別改善指導の実施状況

平成28年に出所した禁錮受刑者104名の出所時における特別改善指導

薬物依存離脱指導	4
暴力団離脱指導	0
性犯罪再犯防止指導	1
被害者の視点を取り入れた教育	83
交通安全指導	98
就労支援指導	10

禁錮受刑者には交通事故犯者が多く、「被害者の視点を取り入れた教育」や「交通安全指導」を受ける者が圧倒的に多い

教科指導の実施状況

平成28年に出所した禁錮受刑者104名の出所時における教科指導

補習教科指導	0
特別教科指導	1

懲役受刑者・禁錮受刑者の処遇について

- 市原刑務所は、交通事犯の懲役受刑者・禁錮受刑者を収容する開放的施設である。
- 禁錮受刑者は全て申出により作業に従事しており、工場、改善指導とともに刑名による区別をしていない。

市原刑務所の概要

< 収容対象 >

原則として、以下のいずれにも該当する執行刑期4年未満の成人自動車等の運転による犯罪（交通事犯）以外の犯罪による懲役刑又は禁錮刑を併有しないこと。
交通事犯以外の犯罪による受刑歴がないこと。
心身に著しい故障がないこと。
処遇施設において、早期のうち制限区分第1種に判定され開放的施設処遇又は開放的施設処遇に準じた処遇の実施が可能と見込まれること。

< 収容状況等（平成29年9月1日現在） >

収容定員 500人
収容現員 188人（収容率38%）
懲役受刑者 151人
禁錮受刑者 37人

< 分離の状況 >

- 処遇期間の大半を準開放寮・開放寮と呼ばれる居室で生活するが、禁錮受刑者は特定の区画（スペース）に集めることにより、懲役受刑者と分離している。
- 準開放寮・開放寮は風呂、トイレが共用であり、また、図書室、談話室が設置され、余暇時間帯に受刑者が適宜使用している（刑名による区別なし）。

< 処遇上の差異等 >

- 禁錮受刑者全員が作業を希望しており、また、工場、改善指導とともに刑名による区別をしていない。
- 禁錮受刑者で作業を希望しない場合の取扱いについては、現在では他施設に移送することで対応している（最近では2、3年に1人程度）。

市原刑務所における処遇の段階と収容居室

収容後、2週間程度、単独室（通常の閉鎖居室）に収容され、処遇調査等が行われる。



新入教育終了後、制限区分第1種に指定され、準開放寮（大部屋）に収容される。



刑期のおおむね3分の1が経過した時点で、処遇状況を踏まえ、開放寮（大部屋）に収容される。



準開放寮・開放寮では、風呂、トイレが共用であり、また、図書室、談話室が設置され、余暇時間帯に受刑者が適宜使用することができる。

優遇区分第1類指定者又は仮釈放許可決定者については、希望寮（鍵なし個室）に収容される。

少年刑務所における処遇について

少年刑務所の概要

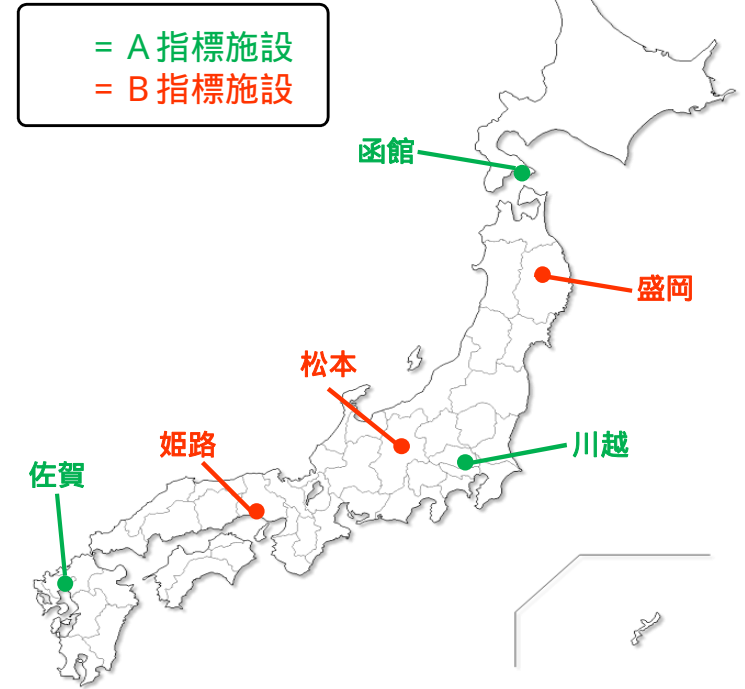
- 全国に6施設（函館，盛岡，川越，松本，姫路及び佐賀）
- 少年受刑者（J指標）や26歳未満の成人受刑者（Y指標）を収容している。
Y指標受刑者は，少年刑務所以外にも収容されている。
- 少年刑務所には，26歳以上の成人受刑者も収容されている。

自所執行受刑者に占めるJ指標受刑者及びY指標受刑者の割合（平成29年9月1日現在）

	函館	盛岡	川越	松本	姫路	佐賀
J指標	1(0.1%)	0(0.0%)	11(1.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.5%)
Y指標	243(35.7%)	102(58.6%)	495(72.6%)	144(73.1%)	147(72.1%)	105(28.3%)
上記以外	437(64.2%)	72(41.4%)	176(25.8%)	53(26.9%)	57(27.9%)	264(71.2%)

職業訓練のため収容されている受刑者を含む(本所に限る)。

少年刑務所の所在地



（参考）川越少年刑務所における少年受刑者処遇

少年刑務所における特色ある矯正処遇の例

【少年受刑者処遇】

- 少年受刑者に対しては，その特性（心身が発達段階にあり，可塑性に富むなど）に応じた処遇を実施

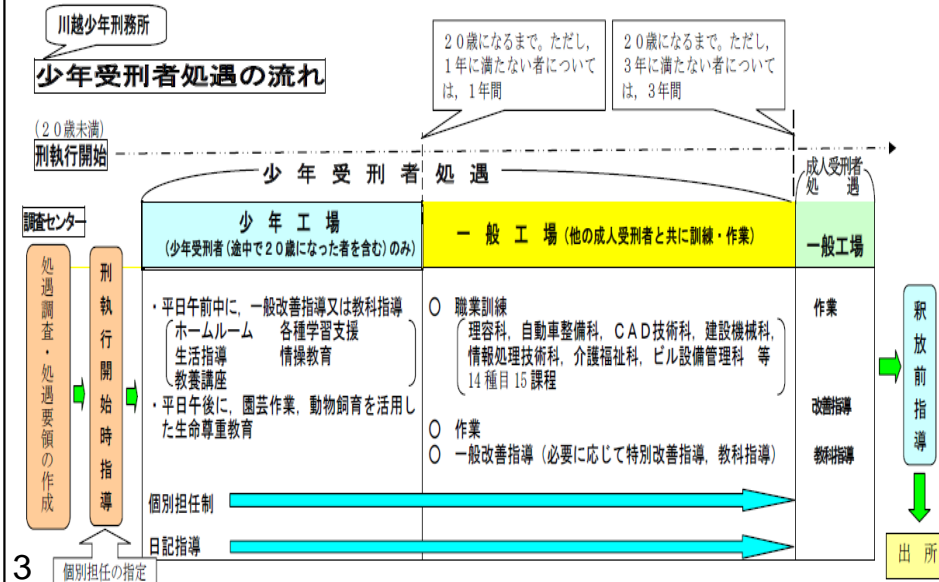
個別担任制，教科指導を重点的に実施するほか，できる限り職業訓練を受けさせるなど矯正処遇の実施に関する配慮，家族等との関係の維持及び改善，義務教育年齢にある被収容者に対する学習機会の付与

【職業訓練】

- 3施設（函館，川越及び佐賀）が，「総合職業訓練施設」に指定されており，全国から適格者を集めて専門職業訓練（職業に関する免許若しくは資格の取得又は高度な職業的知識及び技能を習得させる職業訓練）を実施している。

【教科指導】

- 盛岡少年刑務所及び松本少年刑務所においては，近隣の高等学校の協力の下，高等学校の通信制課程に受刑者を編入（特別教科指導として3年間の高等学校教育を実施）
- 松本少年刑務所においては，近隣の旭町中学校の協力の下，中学校の分校（桐分校）を設置（補習教科指導として1年間の中学校教育を実施）

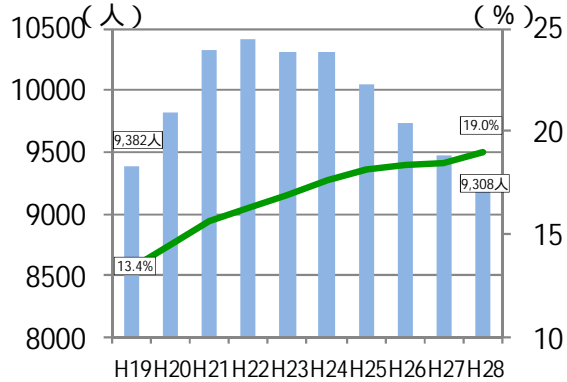


高齢受刑者・障害のある受刑者に対する処遇について

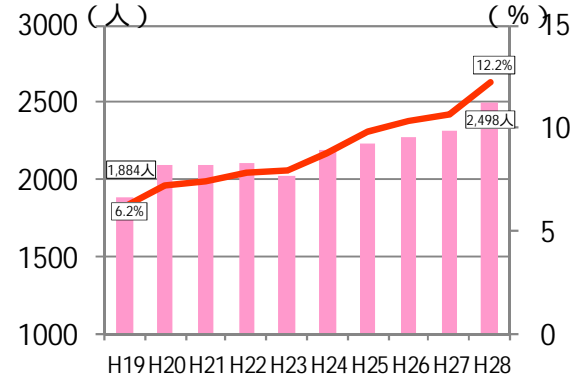
- 受刑者数の減少傾向が続く中、年末収容人員に占める60歳以上の受刑者の割合は、近年、一貫して上昇している。
- 新受刑者については、全体の人員の減少傾向が続く中、65歳以上の新受刑者及び精神障害等があると診断された新受刑者は、人員・割合ともに上昇傾向にある。

高齢受刑者の収容状況

60歳以上の年末収容人員（平成19～28年）



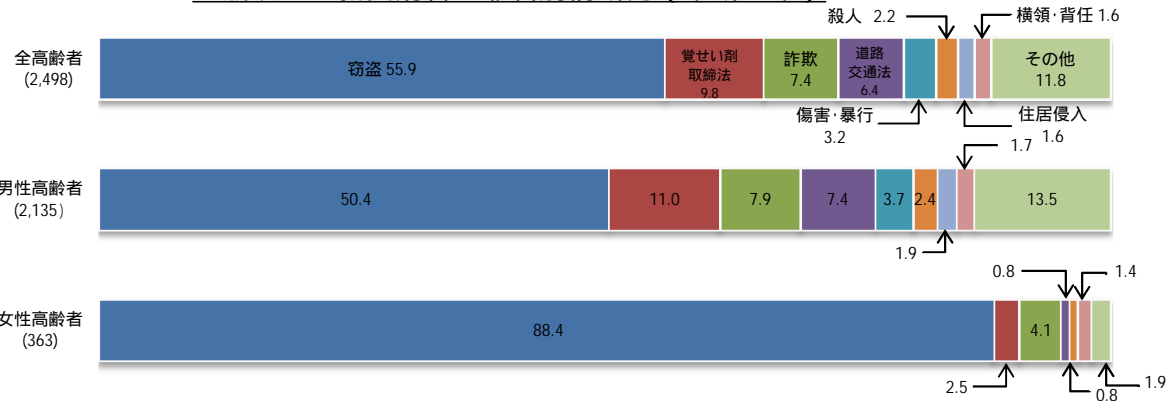
65歳以上の新受刑者数（平成19～28年）



60歳以上の年末収容人員は、平成22年末をピークに減少に転じているものの、全受刑者に占める割合は一貫して上昇している。

65歳以上の新受刑者は、人員・割合ともに上昇傾向にある。

65歳以上の新受刑者の罪名別構成比（平成28年）

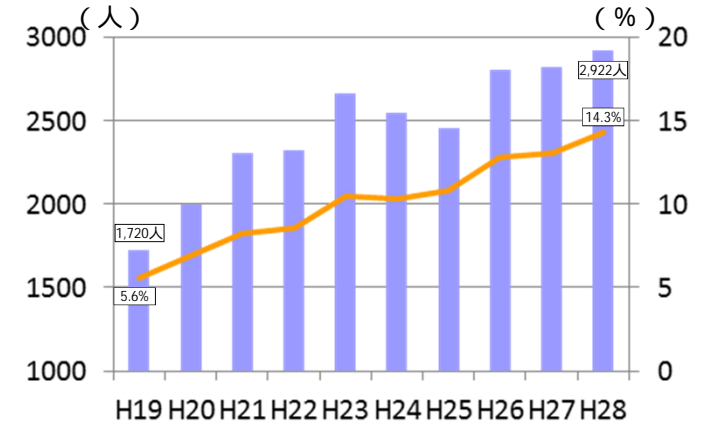


窃盗の割合が最も高く、特に高齢の女子受刑者では約9割と際だって高い

注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 ()内は、実人員である。
 4 横領は、遺失物等横領を含む。

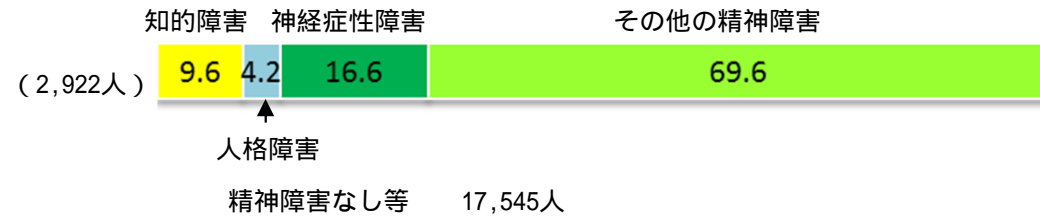
精神障害等のある受刑者の収容状況

新受刑者のうち精神障害等があると診断された者の数（平成19～28年）



精神障害等があると診断された新受刑者は、人員・割合ともに上昇傾向にある。

新受刑者のうち精神障害等があると診断された者の内訳（平成28年）



注 矯正統計年報による。

高齢受刑者・障害のある受刑者に対する処遇について

個々の受刑者の置かれた状況に応じた処遇環境の整備

- 車いす等の歩行介護機器の貸与，補正器具（眼鏡，補聴器等）の使用，食事の変更，保温のための衣類・寝具の貸与など日常生活上の配慮を行っている。
- 高齢者を含め，介助を必要とする被収容者専用の収容棟を一部の施設で整備しているほか，その他の施設においても，可能な範囲で順次，エレベーターや手すり，専用トイレ等を整備して施設のバリアフリー化を図っている。

特殊性を踏まえた処遇の実施

- 一般受刑者の生活行動についていけない受刑者については，これらの者を集団に編成し，刑務作業の時間を短縮したり，軽作業を実施するなどしている。
- 日常生活に介助等が必要であり，作業を実施することが困難な受刑者については，刑事施設の病棟に収容したり，病状に応じ医療刑務所に収容し，必要な医療上の措置を講じている。
- 指導等を行うに当たっては，平易な表現を使用して繰り返し説明する，テキスト等を大きな文字で表現する，視聴覚教材を積極的に活用しロールプレイを多用するなどして，理解の促進を図っている。

社会復帰支援

- 社会福祉士等（ 1 ）により，出所後の各種福祉制度の利用等に関する相談や助言を行っている。
- 社会復帰支援指導プログラムの実施（ 2 ）
- 出所後の自立が困難な受刑者に対し，保護観察所，地域生活定着支援センター，地方公共団体，福祉関係機関等と連携し，帰住先の確保を始め，出所後速やかに必要な福祉サービスを受けることができるようにするための調整を実施している〔特別調整〕（ 3 ）。

1 刑事施設における社会福祉士等の配置状況

福祉専門官(常勤)	39施設(42人)
社会福祉士(非常勤)	70施設(104人)
精神保健福祉士(非常勤)	8施設(8人)

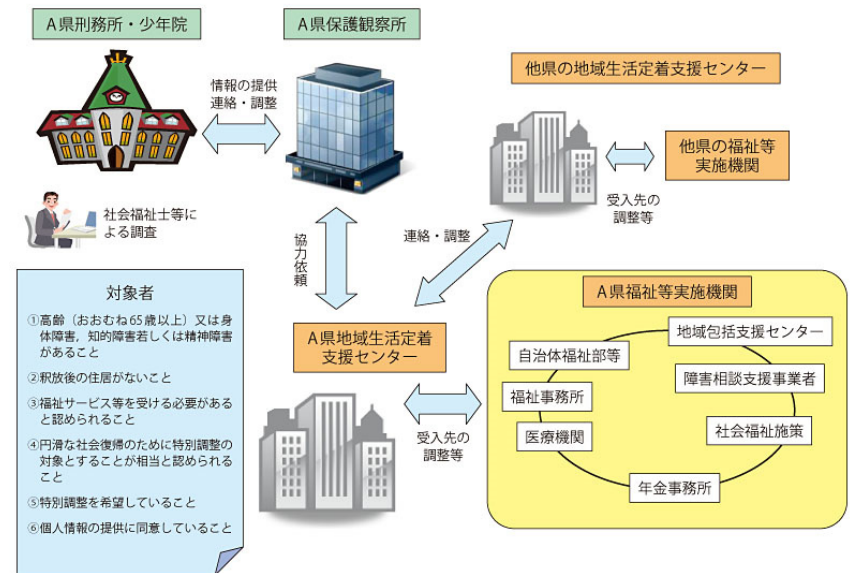
(平成29年度)

2 社会復帰支援指導プログラム

高齢又は障害を有する受刑者に対し，基本的生活能力（対人関係能力，金銭管理能力等），社会福祉制度に関する知識等を身に付けさせるとともに，出所後，必要に応じて福祉的な支援を受けながら，地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせる改善指導プログラム

3 特別調整

7-2-2-7 図 特別調整の概念図



- 対象者
- ① 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害，知的障害若しくは精神障害があること
 - ② 釈放後の住居がないこと
 - ③ 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
 - ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
 - ⑤ 特別調整を希望していること
 - ⑥ 個人情報提供に同意していること

注 法務省保護局の資料による。

刑務所 P F I 事業の概要について

美祢社会復帰促進センター



(収容定員1,300人(男子:500人,女子:800人))

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子及び女子受刑者

20歳以上の受刑者を収容
(入所時おおむね60歳未満の受刑者を収容)

島根あさひ社会復帰促進センター



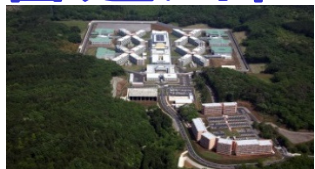
(収容定員2,000人)

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

20歳以上の受刑者を収容

喜連川社会復帰促進センター



(収容定員2,000人)

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

26歳以上の受刑者を収容

播磨社会復帰促進センター



(収容定員1,000人)

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

26歳以上の受刑者を収容

P F I 刑務所における処遇等

一般社会に近い住環境を整備

自立的な住環境【美祢・島根】

居室窓には強化ガラスを用い、窓からの視界が開け
拘禁感を軽減

カメラ、無線タグの導入により、センター内の移動について独歩の運用



多様な職業訓練

全ての受刑者が受講する職業訓練【4センター】

パソコンの初歩的技術の習得や社会復帰に必要な基礎教養、ビジネスマナー
等を習得させる科目(ビジネススキル科【島根】・情報処理技術科【美祢・喜連川】等)

各種専門科目

出所後の就労に役立つ専門的な知識、技能を習得させる科目
(スマートフォンアプリ開発課程【播磨】介護福祉科【4センター】等)

開放的な環境での作業

施設内のほか、施設外作業の実施【島根】

豊かな自然、開放的な環境の中で、社会復帰を目指す作業の実施



認知行動療法等に基づく各種教育プログラム

回復(治療)共同体プログラム【島根】

施設全体を回復,更生への手段とみなし,生活全体を学びの場とし,自らの体験
や,これまでの環境を振り返り,道徳心を発達させ,周囲との関係性を修復する
ためにどうすれば良いか考えさせる。

反犯罪性思考プログラム【美祢・喜連川】

自分の行動パターンや思考を見直し,再び犯罪を起こさないためにどうすれば良
いか考える。

障害のある受刑者に対する改善指導プログラム

島根あさひ,喜連川及び播磨の3センターについては,精神・知的及び身体に障害
のある受刑者に対し,特別なプログラムを実施
(脳トレーニングプログラム【喜連川】クラウニング講座【播磨】等)

動物介在療法の導入

盲導犬パピー育成プログラム【島根】

盲導犬の候補となるパピーを10か月間育成し,その過程を通して人間的な成長を図る。

